選択制許可区域の就学先変更の手続きについて

以下の地区に住民票がある方（特に新１年生になる年長のお子様）について、流山市教育委員会学校教育課の窓口に御来課いただくことなく、指定学校を南流山小学校に変更できる「選択制許可区域」とします。

詳しくは、以下のとおりです。

◎対象地区について

・南流山６丁目、南流山７丁目、南流山８丁目

◎手続きについて

年長（来年度小学校１年生）のお子様について

・入学前３月１５日までに流山市在住の場合　⇒　【下記①】のとおり
・入学前３月１５日以降に流山市に転入した場合　⇒　【下記②】のとおり

小学校１～６年・中学校１～３年生のお子様について

【下記②】のとおり手続きをお願いします。

①に該当する方の手続きについて

入学前（年長の学年）の７月中旬頃（７月下旬以降に転入された場合は、転入手続き後）に、教育委員会から対象の家庭へ、「南流山小学校」もしくは「南流山第二小学校」の**就学校希望調査に関する通知文を郵送**いたします。通知文の内容に従いスマートフォンや PC 等にて入力できるシステムにより御回答をお願いいたします。

②に該当する方の手続きについて

南流山小学校に変更する場合は、原則通常の指定学校変更の手続きとなりますが、**流山市教育委員会学校教育課に御相談いただきましたら、①と同様にシステムにより変更できる**よう検討いたします。（特に指定学校変更の手続きがなければ、学区どおり（南流山第二小学校）で入学通知書を作成いたします。）

※ただし、当該地区の南流山小学校以外の指定学校変更について、システムからの変更はできません。